

連結財務書類 注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以降に取得したもの

・ 取得原価が判明しているもの 取得原価

・ 取得原価が不明なもの 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産 原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

なお、地方公営企業会計第三セクター等においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券および出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるもの 取得原価

市場価格のないもの 取得原価

なお、市場価格のある有価証券は、第三セクター等が保有するものですが、有価証券の評価に関する連結修正を行っていません。

② 出資金

市場価格のないもの 出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品 先入先出法による原価法

② 販売用土地 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第4条第2項各号に掲げる方法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不納引当金

未収金については、過去の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不納見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則又は手続きの変更

該当する事項はありません。

(2) 表示方法の変更

土地開発公社の所有する「貸付事業の用に供する土地」について、平成31年度決算までは流動資産として整理していましたが、会計原則に基づき、令和2年度において固定資産として整理するよう変更しました。なお、これに伴い、前期損益修正益90,628,158円を計上しています。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当する事項はありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当する事項はありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当する事項はありません。

(4) 重大な災害等の発生

該当する事項はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事項はありません。

(2) 係争中の訴訟等

該当する事項はありません。

5 追加情報

(1) 連結対象会計

会計名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険事業特別会計	特別会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	—
介護保険特別会計	特別会計	全部連結	—
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
公共下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
病院事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
水俣芦北広域行政事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	50.20%
熊本県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.7231%
水俣市土地開発公社	第三セクター等	全部連結	—
公益財団法人水俣市振興公社	第三セクター等	全部連結	—
株式会社みなまた	第三セクター等	全部連結	—

連結の方法は、次のとおりです。

- ① 特別会計及び地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき、比例連結の対象としています。
- ③ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

以上